

広報しんち

3.20
2019

発行と編集 新地町役場企画振興課 〒979-2792 福島県相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田30
☎0244-62-2112 FAX 0244-62-3194 E-mail:koho@town.shinchi.lg.jp

届出を忘れずに

3月・4月は転勤や進学などで、住所変更が最も多い時期です。新地町に移ってきたときや、町外に移るときには住民登録にかかる転入・転出等の届出が必要です。忘れず届出期間中に手続きをお願いします。

【住民登録】

住所を変更したときには、役場へ住民登録の届出が必要です。

正しい住所を届けておかないと、町における各種行政・福祉サービスが受けられなくなるばかりでなく、子どもの予防接種や入学にまで影響が出てきます。下表の届出事項に該当する方は、必ず期間内に役場町民課に届出てください。

【印鑑登録】

印鑑登録証明書は、金銭の貸し借りや登記などに使われる大切なものです。

病気や仕事などで本人がお越しにならない場合には、代理での申請ができますが、本人（自筆）の委任状（代理人

選任届等）、代理人の印鑑、代理人の身分証明書等が必要になります。なお、この場合には登録本人宛に照会文書を郵送して、申請に相違がないことを確認しますので、2、3日程度の日数を要します。

また、印鑑登録証明書の交付を申請する場合には、印鑑登録証（カード）を忘れずにお持ちください。

【本人確認書類が必要です】

本人になりすまし、転出や転入などの届出をすることを未然に防ぐために、町では、住民の異動届出や印鑑登録などをされる方に身分証明書を提示していただき、本人確認を行っています。なお、不明な点などありましたら、町民課へお問い合わせください。

住所変更等の届出

届出事項	届出期間	持参するもの
転入届 (他市町村から 引っ越してきたとき)	新地町に住み始めた日から 14日以内	・届出人の印鑑 ・転出証明書（前住所地で交付されたもの） ・通知カード又は個人番号カード ・本人確認書類（※）
転出届 (他市町村に引っ越すとき)	転出先・転出する日が 決まったら速やかに	・届出人の印鑑 ・印鑑登録証（登録者のみ） ・国民健康保険証（加入者のみ） ・本人確認書類（※）
転居届 (町内で住所を変えたとき)	住所を移した日から 14日以内	・届出人の印鑑 ・通知カード又は個人番号カード ・国民健康保険証（加入者のみ） ・本人確認書類（※）
世帯主変更届	変更した日	・届出人の印鑑 ・国民健康保険証（加入者のみ） ・本人確認書類（※）

(※) 本人確認書類とは、運転免許証、個人番号カード、住基カード（写真入り）やパスポートなど官公庁発行の写真入りの身分証明書（有効期限内のもの）などです。

◎問い合わせ 町民課（電話：62-2115）



新入学児童・園児の 交通事故防止運動

新入学児童・園児の交通事故防止運動が4月6日(土)から12日(金)までの7日間にわたり行われます。交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を徹底しましょう。

運動のスローガン

歩行者を 守る気づかい

思いやり

運動の重点

1 新入学児童・園児の交通事故防止

2 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

3 道路横断中の交通事故防止とゆずれあい運転の実践

問 町民課

☎ 62-2116

「なかよしひろば」に 行ってみませんか

新地町児童館では、保育所・幼稚園に入る前の親子を対象に「なかよしひろば」を開催しています。

児童館の中にある遊具で遊んだり、保護者同士の情報交換や交流も出来るほか、絵本の読み聞かせや手遊びも行っていますのでぜひお越しください。

日時

平日10時～12時

場所 新地町児童館

問 新地町児童館

☎ 62-4432

平成31年度 固定資産税 縦覧帳簿の縦覧

平成31年度固定資産税縦覧帳簿の縦覧を次のとおり行います。

これは、平成31年度の固定資産税の基礎となるものです。資産確認をお願いします。

期間

4月1日(月)～5月7日(火)

(土・日・祝日を除く)

8時30分～17時

場所

新地町役場 税務課

問 税務課

☎ 62-2119

運転免許証の自主返納を支援します

町では、運転免許証を自主的に返納した方の日常生活における利便性を確保し、高齢者等の運転による交通事故防止を図るため、運転免許証自主返納支援事業を行っています。

対象者 次の①②すべてに該当する方

①自主返納時及び交付申請時において、新地町に住所を有する方

②平成30年4月1日以降に運転免許証を自主返納し、「運転経歴証明書」または「運転免許の取消通知書」をお持ちの方

※運転免許証を更新せずに有効期限が切れた場合には、この事業の対象とはなりません。

支援内容 「新地町のりあいタクシーしんちゃんGO」の利用券を5セット交付します。

(1セット11枚綴り) ※交付は、1人1回限り。

【申請手順】

手順1 運転免許証の自主返納手続き

申請場所

・相馬警察署または運転免許センター
平日のみ8時30分～12時、13時～14時

申請に必要なもの

・運転免許証
・運転経歴証明書発行手数料 1,000円
(65歳以上の本人が相馬警察署で申請した場合には負担なし)

注意事項

・「運転免許の取消通知書」は即日交付されます。
・相馬警察署で「運転経歴証明書」の申請をした場合には、交付まで約2週間かかります。

手順2 運転免許証自主返納支援事業の手続き

申請場所

・役場町民課
平日のみ8時30分～17時15分

申請に必要なもの【①+②または①+③+④】

①印鑑
②運転経歴証明書
③運転免許の取消通知書
④本人確認書類1点(旅券、個人番号カード等)
または2点(健康保険証、介護保険証、後期高齢者証、年金手帳等)

注意事項

・その他の本人確認書類として有効なものについては、町民課にお問い合わせください。
・支援事業の申請期限は自主返納日から1年です。

◎問い合わせ 運転免許証の自主返納手続きについて 相馬警察署(電話:36-3191)
運転免許証自主返納支援事業について 町民課(電話:62-2116)

東日本大震災により 被災された方へ

国民健康保険・介護保険の
一部負担金等の免除期間が
延長になります

町では、震災等で被災され
た方の医療機関での窓口負担
や介護サービスの利用者負担
の免除期間を、平成32年3月
31日まで延長します。（原発
事故により被災された方は平
成31年7月31日まで）

【対象者】

災害救助法の適用地域や被
災者生活再建支援法の適用地
域の住民で、次の①から⑥に
該当する方

①住家の全平壊、全半焼また
はこれに準ずる被災をした
方

②主たる生計維持者が死亡ま
たは重篤な傷病を負った方
③主たる生計維持者の行方が
不明の方

④主たる生計維持者が業務を
廃止・休止した方

⑤主たる生計維持者が失職
し、現在収入が無い方

⑥原発事故による避難指示区
域等の住民の方

※④、⑤に該当する方は役場
健康福祉課にて新たに申請を
する必要があります。

また、⑥のうち、特定避難
勧奨地点、緊急時避難準備区
域及び避難指示解除準備区域
指定が解除された区域の対象
の方で、上位所得者に該当す
る方は対象となりません。

【免除証明書の有効期間】

①②⑤のいずれかに該当する方
平成31年4月1日から
平成32年3月31日

※平成31年4月1日から使用
する免除証明書は3月末日ま
でに郵送します。

⑥に該当する方

平成31年3月1日から
平成31年7月31日

※2月中旬から免除証明書を
順次発送しています。

※医療機関を受診または介護
サービスを受ける際は保険証
といっしょに必ず窓口提示
してください。

問 健康福祉課

☎ 62-2931

Yahoo! 防災速報

「新地町からの緊急情報」の配信を開始します

町は、ヤフー株式会社と「災害に係る情報発信等に関する協定」を締結しました。

災害発生時や災害発生の恐れがある場合に、Yahoo! JAPAN が提供するアプリ「Yahoo! 防災速報」をダウンロードしている方に「新地町からの緊急情報」として避難所の開設情報や注意喚起情報を配信します。

スマートフォンをお持ちの方は是非ご活用ください。

※パソコンや従来型の携帯電話でもメール版をご利用いただけます。（メール版のご利用にはYahoo! JAPAN IDが必要です。）

また、事前に配信テストを以下の日程で行います。

配信テスト：平成31年3月27日(水)（13時～16時の間に配信予定）

※実際に警報等が発令された場合は配信テストは実施しません。

配信開始日：平成31年4月1日(月)

緊急情報の受信方法

Yahoo! 防災速報紹介ページから「Yahoo! 防災速報アプリ」をダウンロードしてください。

Yahoo!防災速報サイト
<https://emg.yahoo.co.jp/>



◎問い合わせ 総務課（電話：62-2111）

行政相談

4月10日(水) 10時～15時 保健センター

心配ごと相談

4月10日(水)・22日(月) 10時～15時 保健センター

交通事故相談

4月2日(火) 9時～17時 役場101相談室

無料法律相談所

町では、弁護士および司法書士による無料法律相談所を開設します。

開設日

- ①司法書士による相談 4月9日(火)
- ②弁護士による相談 4月16日(火)

場所・時間 役場101相談室 14時～16時

相談員 福島県弁護士会相馬支部所属弁護士

福島県司法書士会所属司法書士

相談内容 生活に関する悩みや、消費生活に関すること

◎問い合わせ

福島県弁護士会相馬支部 (電話：36-4789)

福島県司法書士会 (電話：024-534-7502)

町民課 (電話：62-2116)

4月

休日在宅当番医

- 7日(日) わたなべ胃腸内科
(相馬市) ☎26-5061
- 14日(日) すぎやまこどもクリニック
(相馬市) ☎26-5111
- 21日(日) 米村胃腸科内科医院
(相馬市) ☎35-2880
- 28日(日) 葉のはなこどもクリニック
(相馬市) ☎36-8739
- 29日(月) 阿部クリニック
(相馬市) ☎35-2553
- 30日(火) 渡辺病院
(新地町) ☎63-2100

診療時間 9時～16時

休日在宅歯科当番医

- 7日(日) 木幡歯科医院
(鹿島区) ☎46-2244
- 14日(日) 新開歯科医院
(相馬市) ☎36-3214
- 21日(日) 大町病院
(原町区) ☎24-2333
- 28日(日) 山本歯科医院
(相馬市) ☎35-2853
- 29日(月) 山田歯科医院
(原町区) ☎23-2709
- 30日(火) 菅野歯科医院
(相馬市) ☎36-1525

診療時間 9時～16時

しんちまちこぐまサロンの ご案内

新地町では、特定非営利活動法人ポラリスと共同で平成30年12月から「しんちまちこぐまサロン」を開催しています。

障がいや発達、心のケアについて相談したい方及びそのご家族・支援者のためのサロンとして、月2回程度の開催を予定しています。

お気軽にご参加ください。

開催月日 4月9日(火)・25日(木)

開催時間 午前の部 10時～12時

午後の部 13時～14時45分

場所 町保健センター

参加費 無料



◎問い合わせ

特定非営利活動法人ポラリス

(電話：0223-36-7413)

健康福祉課 (電話：62-2931)

検察審査会制度を ご存じですか？

検察審査会制度は、検察官が被疑者を起訴しなかったこと(不起訴処分)がよかったのかどうかを、11人の検察審査員が審査する制度です。検察審査員は、20歳以上で選挙権を有する国民の中からくじで選ばれます。検察審査員に選ばれましたら、ぜひ会議にご出席ください。

また、事件を起こした人が不起訴処分となったことに納得がいかない場合は、犯罪の被害にあった人や犯罪を告訴・告発した人が、検察審査会に申立てをすることができます。

審査の申立てには、費用はかかりません。申立てについての相談も受け付けています。

◎問い合わせ 福島検察審査会事務局

(電話：024-534-2384)

お詫びと訂正

3月5日発行の「広報しんち」の15ページ「今月の納付」は掲載誤りでした。

3月の税・保険料等の納付はありません。

訂正し、お詫び申し上げます。

☎ 企画振興課
62-2112